海岸保全区域等における 風力発電施設設置許可に関する運用指針

平成23年6月

農林水産省 農村振興局

農林水産省 水 産 庁

国土交通省 河 川 局

国土交通省 港 湾 局

1. 目的

海岸保全区域等は、海岸法(昭和31年法律第101号。以下「法」という。)の目的に従って、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用が図られるよう管理される必要がある。また、海岸がその周辺の住民により利用されるものであることなどから、地域の意向を踏まえて管理される必要がある。

再生利用可能なエネルギーの導入の観点から、近年、風力発電施設の設置が増加しており、海 岸保全区域等においても風力発電施設を設置するために占用許可等に係る申請が増加するものと 予想される。

こうした中、海岸保全区域等における占用許可等に係る審査基準については、「海岸法の施行について」(昭和31年11月10日農林事務次官、運輸事務次官及び建設事務次官通達。以下「次官通達」という。)第四に規定されているが、当該審査基準は占用許可等一般の規定であり、特に風力発電施設の設置を念頭に置いた具体的なものとなっていない。

そこで、次官通達で定められた審査基準を明確化するとともに、地域の意向を踏まえつつ適正な海岸管理を推進することを目的として、海岸保全区域等に風力発電施設を設置する場合における占用許可等に係る運用指針を定めるものである。

本運用指針は、法第 6 条及び東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(平成 23 年法律第 33 号)第 7 条第 3 項の規定により主務大臣が権限代行を行う海岸並びに法第 37 条の 2 の規定により主務大臣が管理する海岸にあっては、主務大臣が処分庁となる場合の審査基準等となるものであり、その他の海岸にあっては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言となるものである。

なお、本運用指針は、3(3)、3(7)のうち「風力発電のための環境影響評価マニュアル」による環境 影響評価の実施に係る事項及び 5(1)③を除き、海岸保全区域等に他の再生可能エネルギー等に 係る施設を設置する場合についても準用できるものである。

2. 定義

- (1)本運用指針において、「海岸管理者等」とは、法第2条第3項に規定する海岸管理者及び法第6条第2項の規定に基づき海岸管理者に代わってその権限を行う主務大臣をいう。
- (2)本運用指針において、「海岸保全区域等」とは、法第3条に規定する海岸保全区域及び一般公共海岸区域をいう。
- (3)本運用指針において、「公共海岸」とは、法第2条第2項に規定する公共海岸をいう。
- (4) 本運用指針において、「海岸保全基本計画」とは、法第2条の3に規定する海岸保全区域等に 係る海岸の保全に関する基本計画をいう。
- (5) 本運用指針において、「風力発電施設」とは、基礎、タワー、ブレード、電柱、送電線、埋設管その他の風力発電事業に必要な施設をいう。
- (6) 本運用指針において、「占用許可等」とは、法第7条若しくは第37条の4に基づく公共海岸の土地若しくは一般公共海岸区域(水面を除く。)における占用の許可(以下「占用許可」という。)又は法第8条若しくは第37条の5に基づく水面若しくは公共海岸の土地以外の土地における施

設若しくは工作物の新設若しくは改築の許可をいう。

3. 許可基準

海岸管理者等は、以下の基準に該当すると認められるときに、風力発電施設の設置について占 用許可等をすることができるものとする。

(1) 立地の合理性

風力発電施設を海岸保全区域等に設置することが海岸の適正かつ合理的な利用であると認められること。

(2) 事業の公益性、確実性等

- ① 申請者の風力発電事業を遂行するための資力及び信用、関係法令の許認可(建築確認を含む。)の取得又はその見込み、公共海岸の土地における風力発電施設にあっては電力の用途(発生電力の全部又は一部が一般電気事業の用に供されること)など、事業の公益性及び事業実施の確実性が確保されていること。
- ② 事業の廃止、占用許可の期間満了時等における風力発電施設の撤去及び原状回復が適切に行われることが確実であること。これについては、申請者の資力及び信用、並びに申請者の資力及び信用に応じた風力発電施設の撤去及び原状回復に係る適切な計画が策定されていることなどにより判断すること。

(3) 風力発電施設の安全性

日本工業規格 JIS-C1400-1 に定める風車規格のクラスが設置場所で想定される風速(日本型風力発電ガイドライン台風・乱流対策編(平成20年3月独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)5.1に定める極値風速等)に応じた適切なものとなっていること。

(4) 海岸の防護

海岸の防護に関し、以下に掲げる条件を満たすこと。

- ① 地質的に脆弱な場所に設置しないこと。ただし、基礎の補強等の適切な措置を講じる場合にあっては、この限りではない。
- ② 風力発電施設の設置により、波高が著しく高くなり、又は波力が著しく大きくなる状況を発生させないこと。
- ③ 風力発電施設の設置により、漂砂の流れが著しく変化し、又は海浜形状が大きく変化する 状況を発生させないこと。
- ④ 風力発電施設の工事に係る影響が、海岸保全施設に及ばないこと。
- ⑤ その他海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

(5) 海岸保全施設の新設、改良等に関する工事及び海岸保全区域等の日常管理への影響 風力発電施設の設置が、海岸保全施設の新設、改良等に関する工事及び海岸保全区域等の日常 的な管理の支障とならないこと。

(6) 海岸保全基本計画及び他の利用との調整

- ① 風力発電施設の設置が、当該海岸保全区域等を含む海岸について定められている海岸保 全基本計画に沿ったものであること。また、他の公共性の高い事業のための占用等の計画 に支障を及ぼさないものであること。
- ② 水面又は公共海岸の土地における風力発電施設の設置は、他の者の海岸の利用を著しく 妨げるものでないこと。

(7) 景観及び環境との調整

景観及び環境に関し、以下に掲げる条件を満たすこと。

- ① 景観法(平成16年法律第110号)第52条に規定する景観重要海岸については、景観計画 に定められた占用許可等の基準に適合すること。
- ② 文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定する名勝、自然公園法(昭和32年法律第161号)に規定する特別保護地区、海域公園地区又は第1種特別地域その他良好な景観を保全すべき海浜地等に設置するものではないこと。
- ③ ②の地域以外の場所に設置する場合にあっては、周囲の景観と調和が図られているものであること。
- ④ 海岸保全区域等において生息・生育する動植物について、重要な種及び注目すべき生息 地・群落の分布、生息・生育の状況及び生息・生育環境の状況に著しい影響を与えないこ と。
- ⑤ その他海岸環境の保全に著しい影響を与えないこと。

上記③から⑤までの条件の審査に当たっては、地方公共団体が定める条例により当該項目について環境影響評価の実施が義務付けられているものにあっては当該条例に基づく環境影響評価の結果を基準に判断し、条例により義務付けられていないものにあっては独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が発行する「風力発電のための環境影響評価マニュアル」により当該項目について環境影響評価を実施させた上で、当該マニュアルに基づく環境影響評価の当該項目に係る結果を基準に判断すること。

4. 占用許可等に当たっての意見聴取

海岸管理者等は、風力発電施設の設置について占用許可等を行おうとする場合には、原則 として、あらかじめ関係市町村長の意見を聴くものとする。

5. 許可条件及び監督処分

(1) 許可条件

風力発電施設の設置に係る占用許可等に当たっては、以下に掲げる条件を付すものとする。

- ① 風力発電施設の設置に係る占用許可等を受けた者が風力発電施設の工事に着手するときは、7日前までに海岸管理者等に届け出ること。
- ② 風力発電施設の設置に係る占用許可等を受けた者は、7に規定する完成検査を受け、これに合格した後でなければ、その使用を開始してはならないこと。
- ③ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第50条の2の規定に基づき、定格出力500kW以上の風力発電所にあっては、事業用電気工作物の使用前安全管理検査を行い、その結果の記録を提出すること。
- ④ 海岸管理者等が占用の状況、許可条件の履行状況等に関する報告を求めた場合に、その 求めに応じること。
- ⑤ 緊急時の情報伝達体制を整備すること。
- ⑥ 事業の廃止、占用許可の期間満了時等に風力発電施設を撤去し、原状回復すること。

(2) 監督処分

風力発電施設の設置に係る占用許可等を受けた者が法又は許可条件に違反している場合その 他必要があると認められる場合においては、法第 12 条に規定する監督処分等の措置を、状況に応 じて適正に実施するものとする。

6. 占用許可の期間及び継続的な占用許可

(1) 占用許可の期間

占用許可の期間は、10年以内で当該海岸保全区域等の状況、当該占用の態様等を考慮して 適切なものとする。

(2) 継続的な占用許可

占用許可の期間が満了した後に継続して占用するため、占用許可の期間満了前に占用許可の申請がなされた場合には、本運用指針の定めるところにより改めて審査するものとする。この場合において、従前のまま継続して占用を許可することが不適当であると認められるときは、本運用指針に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短い占用の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。

7. 完成検査

風力発電施設の工事が完了した時点で、その設置された位置、規模等が占用許可等の内容 又は当該許可に付した条件に適合していることを確認するものとする。

8. 改訂

本運用指針は、経済社会情勢の動向や法令の改正等を踏まえ、適宜改訂を行い、充実を図っていく。

9. 附則

本運用指針は、平成23年6月30日から施行する。